

電気通信大学入試問題検証委員会規程

平成31年 3月20日

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「大学」という。）が実施する入学者選抜の試験問題（以下「入試問題」という。）について、大学内外から疑義の指摘等があった場合にその検証を行うため、電気通信大学入試問題検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、前条の検証を行い、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 情報理工学域長又は大学院情報理工学研究科長
- (4) 情報理工学域入学試験委員会委員長又は大学院情報理工学研究科入学試験委員会委員長
- (5) 疑義の指摘等があった科目における出題責任者
- (6) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(連絡窓口等)

第6条 入試問題に関する疑義の指摘等を受け付ける窓口は、学務部入試課とする。

- 2 前項に定めるもののほか、学務部入試課は、委員会に関する事務を行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日前の入試問題に係る検証を行う場合についても適用する。